茨城大学理学部同窓会のご案内

理学部同窓会は、同窓会会員相互の親睦と大学の発展に寄与することを目的に、昭和 55 年(1980 年) 4 月に発足いたしました。新入生の方は準会員、卒業生の方は正会員としてお迎えし、現在では会員数が 1 万人を超えています。

同窓会活動の主なものを紹介しますと、

1．　まずは、毎年発行される同窓会会報です。会報は、同窓会活動の様子や大学の最新情報を提供する情報誌として平成 10 年(1998 年) に創刊し、その後発行が続けられ令和 8 年(2026 年) 1 月には第 28 号が発行されるに至りました。

2．　つぎに、同窓会の活動をオンラインで紹介するとともに、会員同士のコミュニケーションの場を提供する同窓会ホームページの運用です。平成 16 年(2004 年) 6 月より運用を開始し、随時情報を更新しております。

3．　さらに、平成 18 年(2006 年) には「在学生との交流推進委員会」を発足しました。在学生や大学を卒業して間もない方々に、同窓会会報誌へのご寄稿をお願いするなど、世代を超えた交流を推進しております。

4．　また、平成 23 年(2011 年) には水戸支部として「理水会 (りすいかい)」、東京支部として「京水会 (きょうすいかい)」をそれぞれ立ち上げており、地域における同窓生の親睦と活性化に寄与することを目的に活動しています。

同窓会会費 (終身会費) を納入されますと、その後は毎年 1 回発行される同窓会会報を受け取ることができます。卒業後は大学との交流や同窓生同士の交流を含めた同窓会活動などに参加することができます。茨城大学は「地域創生の知の拠点となる大学、その中で世界的な強み･特色の輝く大学」を実現しようと努力しています。私たち同窓会は、卒業生同士が助け合って、在学生を励まし、大学の活動を積極的に支援することで、大学の発展に寄与し、社会の発展にもつながると考えています。

茨城大学理学部同窓会会長　鈴木忠和 (1966 年度卒業)

主な活動・会務

(1) 母校行事への協力等
(2) 支部等との交流
(3) 総会、幹事会の開催
(4) 常任幹事会(年 4 回開催)

常任委員会の主な会務

◆総会、幹事会の事務局
◆会報の発行　◆会員名簿の管理･運用
◆ホームページの管理・運用
◆在学生との交流推進
◆会計事務　◆会の運営全般

理学部同窓会会報

年 1 回発行
会費納入者に郵送

会費について

終身会費　10,000 円

用途

◆会報等の印刷・郵送費
◆名簿データ等管理費
◆母校の教育研究支援
◆会議費など

茨城大学理学部同窓会役員名簿

名誉会長：中村麻子 (理学部長)
会　　長：鈴木忠和 (1966 年度卒業)
副 会 長：鹿島恭子 (1972 年度卒業)
　同　　：佐久間隆 (1972 年度卒業)
会計監査：勝間田侑啓(1971 年度卒業)
　同　　：櫻井　操 (1968 年度卒業)
幹　　事：塙　博史 (1978 年度卒業) 他 55 名
常任幹事：舘山律子 (1977 年度卒業) 他 17 名

ホームページ https://dousoukai.site/ibadai-rigakubu/

茨城大学理学部同窓会会則

第１章　総　則

第１条　本会は茨城大学理学部同窓会と称し、所在地を茨城県水戸市文京２丁目１番１号に、本部を茨城大学理学部事務部内に置く。なお、支部を置くことができる。

第２条　本会は会員相互の親睦を図ること及び大学の発展に寄与することを目的とする。

第３条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）　会報の発行

（２）　ホームページの管理・運用

（３）　会員名簿の管理・運用

（４）　会員の親睦を図るための事業

（５）　その他本会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員及び役員

第４条　本会の会員は正会員、準会員及び特別会員からなり、それぞれ次のとおりとする。

（１）　正会員：　茨城大学文理学部理学科卒業者、茨城大学理学部卒業者、茨城大学大学院理学研究科修了者、茨城大学大学院理工学研究科理学系専攻修了者及びその各々に在学したことのあるもので幹事会の推薦により会長が承認した者

（２）　準会員：　茨城大学理学部及び茨城大学大学院理工学研究科理学系専攻に在学中の者

（３）　特別会員：　茨城大学理学部教員及び茨城大学文理学部理学科又は茨城大学理学部に専任教官として在職した者

第５条　本会に次の役員を置く。

会　長	１　名
副会長	３　名以内
会計監査	２　名
幹　事	若干名
常任幹事	若干名

２．　会長は本会を代表し会務を総括する。また、総会及び幹事会の議長をつとめる。

３．　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

４．　会計監査は会計を監査し、その結果を幹事会に報告する。

５．　幹事は本会の重要事項を審議する。

６．　常任幹事は協働して本会の日常の業務を処理する。

第６条　会長、副会長及び会計監査は幹事会で正会員の中より選出し、総会での承認を得る。

２．　幹事は、原則として、各卒業年度各学科１名とし、各卒業年度各学科の会員の互選または他薦により選出し、幹事会での承認を得る。

３．　常任幹事は正会員より会長が委嘱する。

第７条　役員の任期は４年とし、再任を妨げない。

２．　補欠によって選出された役員の任期は前任役員の残任期間とする。

第８条　本会に名誉会長を置く。名誉会長は理学部長とする。

第3章　会議及び会務

第9条　総会は、正会員をもって構成し、4年に1回、会長が招集し、開催する。
ただし、会長が必要と認めたとき又は幹事会が要求したときは、臨時に総会を開催することができる。

第10条　総会は次の事項を審議する。
（1）　事業の報告
（2）　役員（幹事、常任幹事を除く）の承認
（3）　会則の改正
（4）　その他重要な項目

第11条　幹事会は役員及び支部長をもって構成し、毎年1回、会長が招集し、開催する。
ただし、会長が必要と認めたときは臨時に幹事会を開催することができる。

第12条　幹事会は次の事項を審議する。
（1）　総会に提出する議案
（2）　役員（幹事、常任幹事を除く）の選出
（3）　事業の計画と報告
（4）　会の収支決算
（5）　その他重要な項目

第13条　総会及び幹事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

第14条　常任幹事会は日常の業務を協議し処理する。

第4章　支　部

第15条　支部を設けるときは正会員5名以上の発起人を定め、支部名、区域、会則案を会長に提出し、幹事会の承認を得るものとする。

第16条　支部運営の経費はその支部で負担するものとする。
ただし常任幹事会の承認があれば本部会計から補助することができる。

第5章　雑　則

第17条　本会の運営は会費、一時金、寄付金及びその他の収入によってまかなう。

第18条　会費は終身会費10,000円とする。

第19条　本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第20条　この会則の改正は幹事会の議を経て総会で決定する。

第21条　この会則に定めるもののほか本会の運営に関して必要な事項は常任幹事会がこれを決める。

(付則)
この会則は昭和55年4月29日から実施する。

(付則)
この会則は平成10年10月31日から実施する。

(付則)
この会則は平成14年6月8日から実施する。

(付則)
この会則は平成26年6月1日から実施する。